

第6回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成20年10月21日(火) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 東京高等検察庁会議室(17階)

議 事

伊藤座長 本日は御多忙のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

出席御予定の方、おそらいのようですので、ただいまから第6回外国弁護士制度研究会を始めさせていただきます。

それでは、配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、本日の配布資料等について御説明させていただきます。

配布資料として大きく2点、参考資料として1点でございます。

まず、配布資料の13は、「これまでの議論の整理（案）」というものでございます。次に、枝番がついておりますが、配布資料の14-1から14-3まででございます。配布資料14-1は、外国法事務弁護士が行うことのできる法律事務の範囲を示したのですが、これは、以前配布しました配布資料2-1（2）と同じものでございます。

配布資料14-2は、1人の外国法事務弁護士が法人化した場合のイメージでございまして、今後御議論頂くときに用いたいと考えております。

配布資料14-3は、複数人の外国法事務弁護士が法人化した場合のイメージでございまして。これも、今後御議論頂くときに用いたいと考えております。

次に、参考資料ですが、「弁護士法人制度の概要」というものでございます。弁護士法人制度のポイントとなる点を整理したものでございますので、適宜、御参照頂ければと思います。

配布資料等は以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、早速協議に入りたいと存じます。前回の会議におきまして、以下のような点について御了解をいただきました。

すなわち、外国法事務弁護士事務所等にかかわる法人制度についての必要性と、それから、許容された場合の弊害、そして、弊害防止措置、それを踏まえた上で、果たして一体そういうものを認めるべきかどうかということについての議論を行っていく。

さらに、それを踏まえて今後の論点整理を進めると。こういう御了解と考えております。

そこで、幹事に協議をしていただいて、その上でただいま御紹介がございました、これまでの議論の整理（案）を作成してお手元に配布した次第でございます。

そこで、幹事から資料13及び資料14についての説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、渡邊のほうから御説明いたします。

配布資料13をご覧ください。「これまでの議論の整理（案）」というこの資料の位置付けでございますが、ただ今座長から御説明がありましたとおり、前回最後に、今後の議論の進め方についてということで、座長が委員の皆様の御了承を得て取りまとめをされました。併せまして、座長から幹事に対し、その取りまとめた方針に従って、議論を整理するよう御指示がありました。

このような経緯に基づいて、座長に御相談した上、この資料を作成したものでございます。次に、資料の内容について御説明したいと思います。

「これまでの議論の整理（案）」ということですが、大きく分けて2点ございます。まず、1点目は「当研究会の検討対象」でございます。もう1点目は「今後議論すべき事項につい

て」でございます。

まず、1点目の「当研究会の検討対象」ですが、これは外国法事務弁護士事務所等の法人化の可否及びこれに関連する事項を検討対象とするということで整理させていただきました。前回会議のときに、座長がこのような形でお取りまとめいただいたと認識しております。

次に、「今後議論すべき事項について」ですが、大きく分けて、AとBとの二つに分けております。まず、このようにAとBとに分けて記載した趣旨について簡単に御説明いたしますと、これも前回の会議において、佐瀬委員からの御指摘だったと記憶していますが、法人の取扱い業務の範囲や、法人経営者である社員資格を整理してから議論を進めるべきではないか、そこを整理しないと議論が混乱するのではないかとといった御指摘があったかと思いません。

御指摘のとおり、確かに、これまでの議論では、外弁法人の意味内容について、委員の方々、あるいは幹事のほうもそうだったかもしれませんが、一義的な内容として明らかになっていなかったきらいがありました。

これまでの議論を振り返りますと、もともとの議論のきっかけとなったのは、外国法事務弁護士事務所の法人化ということでした。次いで、渥美弁護士のプレゼンにおいて、外国法共同事業の法人化ということが問題提起されました。

そこで、今申し上げた2点について、佐瀬委員の問題意識に基づきまして、法人の業務範囲、社員の観点から、Aの法人とBの法人とに整理してみた。資料にある「議論の前提として」以下の記載は、このような趣旨でございます。

読み上げますが、「まず、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度（いわゆる外国法事務弁護士事務所の法人化）を検討の対象とし、次に、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（いわゆる外国法共同事業の法人化）を検討の対象とする。」。これらをAの法人とBの法人とに分けた。こういうことでございます。

こういった整理をした上で、次に、Aの法人についての御説明に移らせていただきますが、「外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度の必要性、弊害・問題点についての検討」ということになっております。検討内容は、前回の座長の整理の視点を踏まえて整理させていただきました。大きく分けて二つございます。

まず、「1.」として、「法人制度を創設することの必要性についての検討」、「2.」として、「法人制度を創設することに伴う弊害・問題点についての検討」ということで整理させていただきました。

まず、1点目の法人制度を創設することの必要性の点ですが、これは越委員からの御指摘であったと記憶していますが、このような整理をする際の視点を御提示頂いたと思います。そういった点を踏まえまして、まず、「(1)」として、利用者、国民、外国法事務弁護士、弁護士の各視点から法人制度を創設することの必要性について検討してはどうか。

「(2)」として、法人制度が設けられている弁護士制度との比較の視点から検討してはどうか。あるいは、諸外国の状況、つまり、諸外国においても、こういった法人制度が認められているのかどうかといった観点から検討してはどうか、ということで整理させていただいております。

次に、「2.」の法人制度を創設することに伴う弊害・問題点の点ですが、これは大きく

「(1)」と「(2)」とに分けて整理させていただきました。「(1)」は、弊害・問題点についての検討に当たっての視点を記載したものでございます。この視点につきましては、大きく二つの視点を提示させていただきました。

まず、「①」ですが、「外国法に関する法律事務の取扱いを法人に許容することの弊害・問題点」と記載しております。これはどういう趣旨かと申し上げますと、法人による法律事務の取扱いを無制限に許容いたしますと、例えば、無資格者による法人の設立・運営が可能となってしまう、結局、もともと外国法に関する法律事務の取扱いを、自然人である外国法事務弁護士、これは一定の要件を満たした方々ですが、こういった方々に限定して許容した趣旨が没却されるのではないかと。こういった観点からの検討がまず必要ではないかということでございます。

また、法人制度を創設するというところでございますので、まず、その法人を言わば静的に見た場合であれば、法人の内部関係、あるいは外部関係に関する規律を設ける必要があるであろう。こういった観点からの検討をしてはどうか。

また、法人制度を動的に見た場合であれば、設立から消滅に至るまでの各種規律を設ける必要があるであろう。こういった観点からの検討をしてはどうかということでございます。

次に、「②」ですが、「外国法事務弁護士が社員として法人業務を遂行することに伴う弊害・問題点」と記載しております。これはどういう趣旨かと申し上げますと、自然人である外国法事務弁護士の活動という観点に着目した場合、外国法事務弁護士は、弁護士と異なっており、取扱い業務が一定の外国法に関する法律事務の取扱いに限定されており、そういった限定に伴って、主として依頼者保護の観点からさまざまな規制が設けられております。そういったことを踏まえ、このような外国法事務弁護士のみが法人経営者となって、外国法に関する法人業務を取り扱っていく場合、そのような法人業務についても、自然人である外国法事務弁護士に対する規制と同様の規制の趣旨が当てはまる場合があるのではないかと。こういった問題意識を検討の視点としてはどうかということでございます。

また、「③」は、今申し上げた2点の検討の視点から弊害・問題点を検討した場合、仮に弊害・問題点がある場合には、その解消・防止のための方策としてどのような方策を採るべきか。こういった観点から検討をしてはどうかということでございます。

次に、「(2)」ですが、今申し上げた視点等を踏まえ、「次の点に留意しつつ、別紙記載の各項目について特に検討する必要があると考えられるがどうか。」と記載しております。これはどういう趣旨かと申し上げますと、今先ほど検討の視点として申し上げた(1)①②の視点で検討する場合、これらの視点にそれぞれ対応する(2)①②に留意しながら検討する必要があると考えられるが、どうかということでございます。

「(2)①」は、検討の視点①に対応するもので、法人による法律事務の取扱いを許容する制度を検討するのであるから、同様に専門職法人である弁護士法人に準ずる専門職法人として設計することに留意する必要があるのではないかと。

「(2)②」は、検討の視点②に対応するもので、外国法事務弁護士に係る規制に準ずる規制に服する法人として設計することに留意する必要があるのではないかと。

そして、この大きな二つの点に留意しながら法人制度を検討していきますと、別紙に記載されている各項目について、特に御検討、御議論頂く必要があるのではないかとというのが、現時点の考え方でございます。

次に、「B」に移りますが、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度については、その必要性、弊害・問題点、他の専門職法人制度との関係等について御検討頂く必要があろう。そこで、こういった形で整理するのはどうかということで記載しております。

説明としては以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、今内容についての説明がございましたが、この「議論の整理（案）」に基づいて議論をして頂くということによろしいでしょうか。

もし、そういうことによろしければ、ただいまの説明がございました配布資料の13の、まずAの外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度の必要性、弊害・問題点、これについて検討したいと存じます。

議論の順番でございますが、このような意味での法人制度を創設することについての必要性に関しましては、委員の皆様方の御意見はいかがでしょうか。

利用者、あるいは国民という立場で松木委員、いかがでしょう。

松木委員 我々のほうとしますと、結局チョイスが多ければ多いほうが良いので、依頼者のほうからすると、結局質の高い外国法事務弁護士さんが日本に来てくれるような、そういう制度というのがきちんとできるというのがすごく良いことだと思います。そういうことに資するような制度にこれがなっていくのだということで、これはむしろ外国法事務弁護士の方がこういう制度があると日本に来やすいし、日本での活動もより質の高い人ができるのだということになって、我々のほうからも頼みやすい。こういう形になってくれるもの、そういうものにこの外国法事務弁護士の法人がなるのだろうかということです。今までの議論からすると、私は個人的にはどちらでも良いのかなというような気がしないでもないのですけれども、どうも外国法事務弁護士の立場からすると、議論を今まで私が聞いてきて理解するところでは、日本の弁護士と同等なことを認めてほしいということが非常に強かったような気がします。実務的には彼らからすると、その事務所が複数できるということが一番のメリットだろうということのように理解しておりますけれども、また逆に我々のほうからすると、事務所が二つあって便利なのかどうかということもそんなにもありませんし、逆に法人化ということになって、弁護士としての責任の制限とか何かが非常に厳しくなって、法人としての責任でまた資産がという、その辺のところはどういう設計になるのか。そのことによって逆に弁護士さんとしての、こういうことはないとは思いますが、倫理的なものに何か出てくるということになると、これは逆に本末転倒かなという気がいたします。ちょっとまとまりなくなりましたが、結果的に我々のほうからすれば、最初に言いましたけれども、質のいい弁護士さんがより活動しやすいものという制度にこれが資するのであれば、利用者としてはそういうものができてくれることは望ましいことだということだと思います。

伊藤座長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、佐成委員。

佐成委員 同じ利用者という立場で、意見としては同旨でございまして、積極的に外国人弁護士に法人化してほしいという、そういったニーズはもちろんありませんけれども、外国法事務弁護士、質の高い弁護士が来日して、我々にサービスを提供していく上でそういった制度がもし必要であって、それが更なるサービスの向上に資するということであれば、それは歓迎

迎すべきことだというふうに利用者としては考えております。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。

越委員、今までいろいろな角度から御意見を頂いておりますが、改めてこの必要性ということに関して何か御発言いただければありがたいと思います。

越委員 論点に関してどのような整理が可能であるかということについて、私は委員会が始まったときに自分自身でよく分からなかったのですが、いろいろ事務局に資料を集めて頂いたり、プロセスを経る中で、先ほど渡邊幹事から御説明くださいましたようなところにまで整理が進んだこと自体が私にとっては大変成果だった。これは分かりやすいので、こういうフレームワークを今後の議論、来年以降もこういう委員会等が行われるのであれば、活用していただけるのではないかという感想を持ちましたのが一つです。

それから、細かいことですがけれども、AとBとありました中で、Aの1.にある各視点とか、国際的な観点からという、これは判断の尺度ですがけれども、これは多分Aだけの問題ではなくて、Bのほうも同じような枠組みで判断を検討していくということができるのではないかと思います。

それから、第3点として、国民の視点、弁護士の視点、外弁の視点、国際的な観点、いろいろな観点から見て、それで何かというと、結局「公共の利益のためには何が良いか」ということなのだろうと思います。

そうしますと、良い外弁の方にきちんと指導して頂けるとということが一番大事でございますので、必ずしも門戸開放することが私は一番良いとは思っておりません。

日本では既に直近要件というのを放棄したような形になっているようでございますが、私はそれについても「直近まで外国できちんとプラクティスされた方のほうが国民からすれば信頼できるのではないかな」と思います。知らない間に「いいかげんな方に御指導頂いてしまう」ようなことは避けたいなという気持ちがあります。

その場合に、例えば「わざわざそのために何年か御家族と別れて、外国でプラクティスの実績を積まなければいけないかどうか」という問題があるわけですがけれども、その場合は「国民の側、利用者の側から高い質が確保された形を求める」ということと、それから、「外弁の方は御家族が大事ではないか」と、これはトレードオフの関係になりますので、どちらか選ばなければいけないわけです。私はそれが10年とか極端な長さでなければ、例えば3年とか2年であれば、私は御家族の方には申しわけございませんが、どちらが公共の利益かということであれば、私は直近要件をむしろ今からでも日本で復活していただきたいくらいの気持ちです。

伊藤座長 ありがとうございます。

杉山委員、いかがでしょうか。特に今必要性ということについて改めてお伺いできればと存じます。

杉山委員 松木さんとか、実際にそういうところと接触している方々がやはりおっしゃっているように、これが本当のサービスの質の向上につながるのであればやったほうが良いと思いますし、それをどういうふうに見るかで、今のところまだ私はどうなのかというのはもう少し議論をしてみないと分からないと思います。

だから、大いに検討して、質の向上につながるということが確信持てるのであれば、やっ

たほうが良いと思います。そういうことです。

伊藤座長 ありがとうございます。

越委員 複数事務所の問題なのですけれども、高中先生からだったのでしょうか、昔、複数事務所が禁止された経緯の御説明を賜りまして、私も初めてそれで分かったのですけれども、確かにそういう非弁活動があってはならない。

しかし、非弁の問題というのが別の形で解決できるのであれば、外弁のみならず、あるいは弁護士法人のみならず、それ以外の形の弁護士事務所の活動としても複数事務所を認めるべきだと考えます。

それは、弁護士法そのものの改正になるから、できないというふうに頭から決めつけることは、むしろ全体の利益を考えた場合はそうであってはならないし、それがすぐできないというのが現実であったとしても、せつかくのこれだけの委員会をやるのですから、その議事録とか、発言の内容として、たとえ弁護士法を改正するという大きなステップが必要だけれども、本当はそれが望ましいのだということを表明するべきです。もし、この委員会の多数がそのように御判断されるのであれば、そうでなければいけないと思います。

また、この委員会以外のところからそういう声が国民を代表するような形で出てくるといのは現実的ではないかもしれませんが、それはこの委員会から判断を出すべきではないかと思います。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。

これは直接御関係という、あるいは、より密接な関係があるというふうに言ったらよろしいのでしょうか、オブザーバーとしておいでになっている何さんやクラトフィルさん、改めてということになりますけれども、Aで言うような意味での法人化の必要性について、何か御意見をお聞かせいただければありがたいと存じますが、いかがでしょうか。

クラトフィル氏 実は今私はすぐには答えることはできません。けれども、次の機会喜んでコメントします。

伊藤座長 ありがとうございます。

何氏 個人的には前回、中国の弁護士としてどういう需要があるのか、その観点からいろいろ述べさせていただきましたが、現時点においては、中国の弁護士にとっては、アジア地域の弁護士にとっては、すぐ外国法事務弁護士法人という制度を利用することは多分ないかもしれませんが、ただし、長い目から見れば、あと日本でやはり上質なサービスを提供するために、できる限りいろいろな制度を利用できるような環境をつくるというような観点から、前向きな観点から見れば、この制度を設けるべきではないかというふうに思っています。これが一つ。

あと国際的な面から見ても、中国はまだ開放のスピードが遅いのですけれども、法律分野においても、WTOの合意もこの部分が入っておりませんが、ただし諸外国から見れば、日本の弁護士制度はアジアの中で一番発達しているというふうに思っていますので、模範としても重要な意味を持つのではないかと考えています。やはり、是非この制度を設けていただきたいと考えております。

一つの考え方なのですけれども、中国に外資の法制度がございまして、やはり外国の資本が中国に入る場合の手續と中国国民が直接起業する場合の手續と違ってきます。弁護士法も

同じなので、やはり依頼者の利益を保護するために、外国事務弁護士の事務所を、弁護士法人を設置して、もともと法人だけの話ではないと思うのですけれども、ある事件を受任して、ある程度報酬を受けて、それで何も処理しなくて逃げてしまうという状態が生じるかどうか、そこを考えると、やはり審査ですね。

中国の場合にはその部分はきちんと考えられているので、やはり外資企業の場合には審査認可制度を設けています。駐在事務所の場合には重要なのですけれども、中国は登記があるとか、そのような制度をいろいろ審査し、一定のレベルに立っている場合には、この利益を与えるとか、この制度を利用できるとか、そのような限定的なことを設けたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

すべて事業化になってしまうと、一気に悪用、濫用されてしまうという可能性があるかどうか、そこをむしろ検討すべきではないかというふうに思っています。

伊藤座長 どうぞ。

出井幹事 今何先生がおっしゃった審査というのは、何の審査、外国法事務弁護士の資格の審査ですか、それとも、法人の設立の審査でしょうか。

何氏 例えば、弁護士法人は簡単に作るのに、外国法事務弁護士であれば、もうそのまま作っていいのか、それとも、例えば制限ですね、日本で外国法事務弁護士という経験のある程度の年数を経て、1年とか2年とか経ってから弁護士法人の出資者、社員としてなれるかどうかというような制限を設けるかどうか。日本での数と一致と多分見ておいたほうが良いのではないかという感じもしないでもないで、一律で入ってからすべて弁護士法人で良いということになった場合にはどういう弊害が生じるのか。そこを、あくまで私の予想なのですけれども、悪用されないような制度にしたほうが良いのではないかというふうには思っています。

伊藤座長 ただいまの御発言、強い意味での必要性というふうに認識される御意見もございましたし、そこまでは言えなくても、国民利用者にとって、外国法事務弁護士の業務についての、言わば利用できる選択肢が広がるという意味で必要性がないとは言えないと、そういうような趣旨の御意見、私の理解ですけれども、もございましたが、ほかの委員の方々はそういうことでよろしいのか、あるいは、さらにそれについてももう少し御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

佐瀬委員 佐瀬ですけれども、私は弁護士としては涉外弁護士ではありませんから、どちらかということ、私も事業者の立場なのです。だから、例えば法律事務をやるときに外国法が必要になれば、涉外弁護士さんを頼む、ないしは外国の弁護士さんを頼む、そういう意味では私も同じ立場、今までの方と同じ立場だなと思うのです。

話を聞いていて、私も今まで皆さんのヒアリングの話を聞いていても、必要性をそれほど強くは感じられないというのが多分現実だろうなという気がするのです。現状では多分そうなのだろうなという気がしますけれども、今何さんがおっしゃったように、やはり将来のことを考えると、例えば外国法事務弁護士という範疇だけの法人であっても、日本に例えば長くいていただいて、例えばその法人を経営するような立派な方がずっと長くおられるところで、良い、いわゆる外弁を育てていただくというようなものをつくれるのであれば、それはそういう制度を期待していても良いのかなという気はするのです。

そういう意味では、何さんがおっしゃったように、将来のことかもしれないけれども、余

り将来のことをここで決めるのも何かなどは思いますけれども、こういう制度をつくることによってそういうツールができるのであれば、それを利用していただけるということも期待できるのではないかという気はするのです。

そういう意味で、現実的にヒアリングだけを聞いてそれほど確かに必要性が余り感じられないなというだけで判断しなくてもいいのかなという感じはいたしました。

伊藤座長 ありがとうございます。

どうぞ、高中委員。

高中委員 日本の弁護士法人制度を導入するとき、弁護士の業務基盤、活動基盤を強固にするという、ポリシーがありました。つまり事件を受任するのはあくまで法人であり、その法人が責任をとり、その社員が補充的な第二次責任を負い、依頼者にとって保護が厚くなる。何先生がおっしゃった中に、依頼した弁護士がどこかにいなくなってしまうというのがありましたけれども、法人の場合には法人が受任者ですから、それがありません。むしろ、依頼者の保護に厚くなってくるだろう。

それから、事務職の関係で言っても、例えば1人の外国法事務弁護士の事務所が事務員さんを雇って、その方が都合があって本国に帰るとなると、その方は解雇になってしまう。だけれども、法人であれば、次の人を入れてその法人を永続させて、雇用を継続させることができる。事務所の賃貸借契約、OA機器のリース契約とか、この契約関係が一体化できて、いわゆる一代限りというのでしょうか、弁護士一代限りというような、そういう個人の属性が色濃く出なくて継続性が出てきて、依頼者の利便に資するのだという理屈などが、全部思いつけないのですが、そういうのがございました。

外国法事務弁護士法人に関しても、弊害という議論もごさいますけれども、逆に利便という議論からいたしますと、今言った点を始めとして、どこに利便があるだろう、つまり法人をキーにして、その社員が頻繁に入れ替わってもいけないのでしょうか、スイッチすることは一切構わない。つまり、法人として永続している。そこへ依頼をする。そこにまたスキルの高い弁護士さんが入ってきて、その法人の地位を高めていく。こういう良い面といましようか、法人本来の目的が生かされれば、具体的な個別のニーズが見える、目に見えるニーズのありやなしやという問題ではなくて、やはり日本の一つの制度設計、外国法事務弁護士制度の制度設計としては、外国法事務弁護士法人があることによって、国民に対し、あるいは海外の人も含めて、利便に資する可能性を大いに秘めている。その芽をここで摘む必要はないだろう。何先生のおっしゃった点も、法人化することによって一定限度問題は無くなってくるだろうと思います。

戻って大変申し訳ないのですが、AとBという分け方をしているのですが、質問ですけれども、外国法事務弁護士と日本の弁護士が社員となって、外国法に関する法律事務のみを取扱う法人ということが記載されていないのですが、それはそもそもここでは検討に値しないということよろしいのでしょうか。

つまりBでは、外国法と日本法に関する法律事務の取扱いをするわけです。これは言わば新しい制度でございます。外国法事務弁護士は基本的に日本法に関する法律事務は扱えない。それが目的の中に外国法と日本法も取扱える法人にするというのは、私から見ると、新たな法人制度にはならないのでしょうか。これは外国法事務弁護士法人というこれらの議論の中でやるのでしょうか。目的がそういう意味では広いように思うのですが、そこはどうなので

しょうか。

松木委員 関連でAの場合の、日本の弁護士さんの雇用というのはAの場合に認めるのか、認めないのか、その辺のところも少し同じように議論が必要かなと思ったのですが。

高中委員 私は雇用に関しては、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用は認められていますから、私は法人であっても日本の弁護士を雇用することを禁止する理由はないと思っています。

松木委員 そうすると、外国法だけをやるというAのところと、日本の弁護士さんは当然日本法をやる。

高中委員 だけれども、その日本法をやらないで、外国法に関する法律事務のみを取り扱う事務所、非常におかしな話なのですが、そういったことはもう議論の余地がないということでおまとめになってよろしいのでしょうかという質問なのですが……。ないならないということなら結構ですが。

伊藤座長 どうぞ、出井幹事。

出井幹事 簡単なほうからいきますと、松木委員から御指摘の雇用の点は、別紙のこの白丸の下から三つ目、弁護士等の雇用の在り方、弁護士等の雇用の許否ということで一応個別の論点としては挙げてあります。

ただ、高中委員から御指摘のとおり、現在個人の外国法事務弁護士は外国法しかできないわけですが、しかし、日本の弁護士を雇用できるということになっております。それが果たしてそんなニーズが本当にあるのかという問題は確かにあるわけですが、現実の法制として現在ございますので、特段の問題がなければ、それと同じように外国法事務弁護士だけの法人も弁護士を雇用することができるということになるのではないかというふうに一応考えております。ただ、論点としては一応挙げているということでございます。

それから、高中委員からの御指摘のこの組合せでもう一つあるのではないかと、外国法事務弁護士、それから、弁護士が社員となる法人で、しかし外国法しか扱わない法人、それがあられるのではないかとのお話でした。この研究会を当初立ち上げた際には、このAの外国法事務弁護士だけが法人で外国法を取扱う、これを一応想定していたわけです。

ところが、ヒアリングでいわゆる一体型法人というのですか、外国法事務弁護士も弁護士も社員となる法人の話が出てまいりました。ヒアリングで出てきたものですから、前回の整理でそれは当研究会の一応の検討の対象にはしなければいけないだろうということでここに載せているものです。

それで、高中委員が御指摘のもう一つの組合せです。それは今までのヒアリングでは少なくとも明示的には出てきていなかったものですから、そこは検討から今落としております。ただ、可能性としてはもちろんあり得るので、もし、委員の皆さん方がそれも検討の対象にすべきであるということであれば、もちろん入れますが、先ほど松木委員からの御指摘で外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇用して、しかし外国法しかできないわけです、それがどんなニーズがあるのかというのと同じような問題が外国法事務弁護士、弁護士を社員とする法人、しかし、外国法しかできない。果たしてそんな法人にニーズがあるのでしょうかという問題がございますので、そこをクリアしないといけないということだと思います。

伊藤座長 どうぞ。

高中委員 そうしますと、Bの問題ですが、少し先走って恐縮でございます。これはこの研究

会の対象テーマになるのかという疑問をあえて提示させていただきます。

つまり、外国法と日本法を扱う法人です。となると、現に日本法を扱う法人は弁護士法人があります。それとの異同をどう考えるのか。弁護士法人制度はあくまでも日本の弁護士の法人ですから、日本法を扱っているのは間違いありません。そういう法人がありながら、両方をやるというのは、新設の法人だと思います。こういう法人制度を検討するのは弁護士法の法人制度の根幹にかかわる問題も絡んでいると思うのです。そうなりますと、外国弁護士制度研究会という、テーマが一定限度の制約がある中で、こういう新たな法人制度について、この研究会で果たして討議をするに値するのかどうかについて、若干の疑問があるという点を表明させていただきたいと思います。

伊藤座長 今の点について何か説明をして頂くようなことはありますか。

渡邊幹事 少し議論が戻ってしまうのですが、先ほどAの法人の社員資格の話がございました。それにつきましては、これから説明しようと思っていたところなのです。別紙の項目の中に社員資格の在り方ということで、「弁護士に対する社員資格の付与の可否、要否」と記載させて頂いております。

確かに、御指摘のとおり、本文のほうでは、あたかも社員としては外国法事務弁護士のみを想定しているかのような書きぶりにはなっているのですが、理論的には、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人の業務の適正な遂行を確保するという観点からいたしますと、弁護士は、外国法に関する法律事務も取扱うことができるのであるから、弁護士に対しても社員資格を付与することができるのではないかと。

また、これまでの議論を踏まえた発言になりますが、外国法事務弁護士のみを社員とすることによって、何らかの弊害が想定されるというのであれば、理論的に弁護士に対する社員資格を付与することができるかどうかという問題とは別に、むしろ、弁護士にも社員資格を付与しなければならないのではないかと議論も考えられなくはないと。そういうことで、別紙の項目の中にはあえて挙げさせていただいております。

出井幹事 そうすると、私の先ほどの説明は不正確で、一応検討の対象には入っているということでしょうか。

高中委員 検討の対象ということについては何の問題もありません。

出井幹事 で、もう一つの難しいほうの。

渡邊幹事 さらに敷衍して御説明いたしますと、Bの法人ですが、日本法も扱う法人ということで想定しておるわけですが、その場合には、記載のとおり、社員資格としては弁護士と外国法事務弁護士の双方を挙げております。そうすると、Aの法人について弁護士に社員資格を付与したとしても、仮に、このBの法人を認めることになるのであれば、翻ってみて、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とするAの法人について、あえて弁護士に対し社員資格を付与する必要がないのではないかとということで、Aの法人について、弁護士に社員資格を付与すべきか否かという問題点としては振り出しに戻ってしまうわけですが。そういった意味では、Aの法人の社員資格の問題は、Bの法人の議論と密接に絡んでいる問題かなというふうには理解しております。

次いで、Bの法人、これがこの研究会での検討対象足り得るのかどうか、この点については、前回の会議において、座長が委員の皆様の御了承を得て検討対象とするということで取りまとめられたものと認識しています。Bの法人は、外国法共同事業の法人化という見

方が恐らく一番適当ではないかと思われます。外国法共同事業は、日本の弁護士と外国法事務弁護士とが協働・提携し合って、より顧客ニーズに則した質の高いサービスが提供できるようにという趣旨から認められたということもありますので、そういった意味では、外国法共同事業という組合形式でサービスを提供するのか、あるいはBの法人という法人形式でサービスを提供するのか、そういった違いはありますけれども、いずれにしても、渉外的法律サービスに関する顧客ニーズにどうこたえていくかという意味では、外弁法の立法趣旨にも基本的には則しているのではないかと、そういう意味では、Bの法人も、一応議論の枠内にあるのではないかとということです。

伊藤座長 どうぞ、牛島委員。

牛島委員 幾つかのポイント、出ていることについて、私は特に賛成、反対ということではなくて、幾つかのポイント、分からないことはむしろまだあるという趣旨なのですが、一つは外弁法人制度を認めるべきかどうかということは外弁法人制度は何かということがまだ固まらないで言っているわけですから、いささか鶏と卵のことを申し上げているという点はあると思います。現に雇用はどうなると、そういった御質問も出ましたし。

私自身も外弁の方のみの法人を認めるということは、今個人がやっていらっしゃるということと何が変わるのかということについて、要は網羅的に教えていただけるといいなという気がいたします。

ただ、それはそれとして、私は大きく変わるところとして認識しておりますのは、支店が作れることです。これは何も法人にならなくても支店があるべきであるという越委員の御意見、これはその御意見として私も説得力を感じる部分もございます。ただ、私自身はこの当委員会ですらそれが議論ができるかどうかということについては、別途またいささかネガティブな見解を持っておりますけれども、しかし、少なくとも今提起されている限りの外弁法人においては、支店が当然視されている。外弁さん個人では、外弁法を改正すべきだという議論は別途あり得ると思いますけれども、今は未だない。その違いは少なくともあるという限りにおいては、私は何さんが先ほどおっしゃっていただきました、日本は模範的な外弁制度であるということも踏まえますと、やはり私は100%外弁法人というものにしてであっても、であってもとあえて申します、つまり100%外弁法人だけであるかということは今議論が出ましたけれども、別の問題であって、100%外弁法人を作るとすることを認めるべきではないか。そうすれば、100%外弁の方、例えば2人以上の外弁の方が集まれば、支店を作ることができる。その限りにおいて、日本の弁護士さんが法人化すれば、法人化しなければならないかどうかは、これは越委員もおっしゃったので繰り返しません、少なくとも法人化すれば支店を作ることができるということと制度的に並ぶという意味では、やはり日本の法制度としてはそう在るべきではないかということ、強くそういう思いがいたします。これは必要性があるないということではなくて、制度論としてそうではないかということです。

また、私自身は必要性についても、私が知っている範囲でございますけれども、1人法人ないし、少数で日本の弁護士法人を作られた方もそれなりの意義を認めておられますから、今現在外弁法人がないので困るという方が強い声が無いとしても、やはり100%外弁法人というものについては制度としてつくる意味があるのではないかと気がしております。これが大筋の一つ、もう一つでございます。

もう一つは、実は外弁法人というものがあるということの意味ということについて、これは必要性との観点です。私は外弁の方というのは大きく分けると二通りに分かれています、一通りは大きな、欧米の巨大事務所の方が言わば支店のような形で外弁として今いらっしゃる方です。

もう一つはそうではなくて、個々の的に日本で自分の外国での弁護士の経験を生かして日本で外弁法、例えば私どもがやっている外弁委員会でも、余り私どもが想定していないような、という言い方が失礼でなければお許し願いたいと思いますが、いろいろな国から外弁として登録したいというお話があって、あるいは承認を受けたいという話があって、法務省から意見を求められるということがあって、なるほどそういう方もいらっしゃるのかと思います。やはりそれも一つの大きな外弁制度を支えているものだろうと思います。後者について私が先ほど申し上げたことがそのまま当てはまるのかなと思いますが、この大きな事務所である、恐らく松木委員がお仕事の上でいろいろ対応されるようなところは国の内外を問わず、そういう事務所が多いのかと思いますが、こういう事務所にとって法人であるということに意義があるのかないのか、私の理解しますところ、こういう事務所は世界的に組織を持っておりますから、日本で外国法事務弁護士法人制度という個人だけをつかまえた制度の中で、そして、日本法人である外弁法人というものを作るということについては必要性も興味もないのではないかと。むしろ、これから先は間違っていたら教えて頂きたいのですが、税制上からも保険の上からもそういうことはむしろできないというお考えであるとするならば、そういう方への需要からすればこれはほとんど意味が無いというふうに考えていいのかどうか、これは疑問でございます。こんなことを今考えております。

伊藤座長 ただいまの牛島委員の御発言に関して何か他の委員の方、御発言ございますか。

どうぞ、下條委員。

下條委員 私も今の牛島委員と大体同じような考えです。外国法事務弁護士には、大きな事務所から派遣されて日本に来ている外国法事務弁護士と、それから、例えば奥さんが日本人であるからということで、1人で日本に来てやっておられる外国法事務弁護士と、大きく分けると2通りあるかと思いますが。大きな事務所から派遣されている外国法事務弁護士の方はこの前のホワイト&ケースのグロンディンさんのように、必ずしも外国法事務弁護士法人については興味を持っていないのではないかなという、そういう感じはいたします。

ただ、もちろんやってみないと分からないことで、先ほど説明がありましたように、この外国法事務弁護士法人を作れば、支店を設けることができる。例えば大阪に支店を設けることができるとなれば、そういう大きな事務所もこの外国法事務弁護士法人を作ろうとする動きになるかもしれない。それは今からではよく分からないと思います。

それから、1人で来ている人は先ほどの高中委員から説明があったような継続性です。継続性のことを考えれば、つまりいろいろな契約が何でも個人の名前でやっている、それが継続する場合、次の外国法事務弁護士の人が全部契約をやり直さないといけない。例えば、外国法事務弁護士法人になっていけば、そういう必要もないことになります。そういうメリットのほうから見て、個人的にやっておられる方はこういう選択肢が増えることを希望されるかもしれないということがあると思います。

それから、あと現在LLPというのがあるって、外国の大きな事務所はほとんどLLPになっています。つまりパートナーが自分のやったことについては責任を受けるけれども、ほか

のパートナーのやったことについては自分の財産を提供しなくてもいいという制度になっているわけで、むしろ多くの外国法事務弁護士事務所、大きな外国の事務所としては、LLP制度のほうを望むかもしれないという面もあります。

ただ、残念ながら、今日本ではこのLLPは日本の弁護士について認められていません。ですから、そういう面でLLPのような選択肢を増やすほうがいいという考えを持っているのかもしれませんが。そのあたりはよく分かりませんが、いずれにせよ、こういうものが制度としてできれば、意外と使う人が出てくるというのは、以前、日本の弁護士法人制度について、それほど使う弁護士が出てくるのかなという心配をしておりましたが、結局はかなりの数が使われて、現在、正確な数は忘れましたが、結構な数ができているということです。やはり選択肢を増やせば、それを利用する人も出てくるという面があるのではないかと考えております。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、中川委員。

中川委員 ニーズ論につきましては、今ほかの委員の先生方がおっしゃられたとおりで、私自身もヒアリングを聞いていますと、強いニーズがやはり余りないのかなという気はするのですが、ただ、グロンディンさんもヒアリングのときに、大手の事務所は使わないかもしれないけれども、比較的個人はもしかしたら使いたいという人もいるのだというような話があったという点と、そもそもこの外弁研の発足のことをまた申し上げますと、日米規制改革イニシアティブの中で日本の弁護士さんは法人ができるのに、なぜ外弁の自分たちはできないのだということからの出発点であったことから考えますと、制度として外弁の方がそういう法人の制度を利用できないということについて、こちらとしても全くニーズがないから必要ないのではないのでしょうかという理屈はやはりなかなか立ちにくいのかなと思います。

グロンディンさんのヒアリングだったと思いますが、法務省が何か忘れていましたと言いつ方をしたかどうかはちょっと私は知りませんが、やはり、もちろん強いニーズがあれば、それは必要性が出てくるのだと思うのです。そこをある程度抽象的にやはり考えざるを得ないところもあるのかなと思うのです、制度を考えるときに。

ですから、今は必要性だけを議論しておりますが、その後の実際のつくり方をもう一度よく考えながら、何か本当に弊害のようなものが大きいというのであれば、それはその防止措置をつくっていくということで対応していくのが恐らく制度をつくっていくときの多分筋道ではないかなと思うものですから、必要性については、ほかの委員の先生方の御意見も恐らく否定はされていないのだらうと思いますので、あとはできるだけその後のつくり方の中でニーズ論が余り強くないところをどう反映されるのかというのに議論のほうが進んでもいいのかなというふうに少し思っております。

伊藤座長 ありがとうございます。

ほかに、国際的観点と申しますか、あるいは視点と申しますか、濱本さん何か御意見ございますか、今の必要性をめぐる議論に関連してですが。

濱本氏 整理していただいた紙に「国際的な観点から」と書いていただいています、先ほどから国際的な観点というのは何なのかなと思っておるところでございます。大きく分けて、パッと今の段階で私の頭で思い付くのは、国際的な観点からと言ったときには、一つは恐らく国際的な比較として他国の制度がどうなっているのか、それに比べて日本の制度がどうな

のかという議論と、恐らく二つ目としまして、外交交渉の場でどうかということがあるのかなと思っております。

一つ目の国際的な比較の面から申し上げますと、これは先般来法人化を含め、あるいは法人化のみならず、特定の太平洋を挟んだ国の自由化が必ずしも十分でないとかいう御意見があったかと思えます。

実際、どこの国も完全に自由になっているというところはほとんどないということかとは思います。同時に米国に関して見ましても、90年代のウルグアイ・ラウンドが終結したとき、手元の資料をざっと数えますと、外国法事務弁護士について自由化していた州の数は16、それが現在のオファーといいましょうか、まだ約束の形にはなっていませんが、開ける用意があると言っているのが24であり、数は1.5倍にはなっているということでございます。

そういう意味では、全体的な流れとしてサービス一般については自由化が進んでおり、外弁制度についてもその例外ではないということが言えるのではないかと、これがまず第1点でございます。

それから、第2点目で、では外交交渉の場でどうなのだというのを恐縮ながらやや若干私見も含めて申し上げさせていただきますと、抽象的には外交交渉というのは国益を最大化するためにやっているという認識しております。

では何が国益だというと、それは広く、例えばこの外弁の利用者になる国民の方々、あるいは、日本人の弁護士の方々、はたまた日本人の外弁の方々を含め、さまざまな利害がそこには入ってくる。必ずしもそういうものから遊離して外交交渉というのが成り立つということではないと理解しています。

経済の面でも死活的な利益があって譲れない、あるいは妥協の余地が極めて限られているという分野は一部の農産品を含めてあるというのが現実でございますが、そのような極めて妥協の余地が少ない話でない以上、それは実務をやっている人間としましては、やや視点も狭いかもかもしれませんけれども、相手国とのパッケージを作るときに利用できる事項が多ければパッケージは作りやすい。

外交交渉というのはゼロサムゲームのためにやっているというよりはプラスサムを目指して、お互いの利益になるのは何かということでやるわけですから、そのときにパッケージになり得る要素というのは多いほうが助かるという面は確かにございます。

それから事実関係で最後に付け足させていただきますけれども、中川委員御指摘のとおり、アメリカからは政府間の要望として外弁の法人化ということは言われており、またEUからも言われており、さらにはここでは名前を出しませんが、WTOの場等でもほかの国からもそのような要望を受けたということが事実関係としてあるというのが現状でございます。

少し長くなりました。

伊藤座長 ありがとうございます。

いろいろな御意見ございましたが、中西さん、言わば学識経験者という立場からいろいろ議論をお聞きになって、いかがでしょうか。

中西委員 具体的な、実際の必要性については私は分かりませんが、ではAが不要かという話については、先ほどちらっとおっしゃっていましたが渥美弁護士のプレゼンのときに、Bのようなのを主張されたわけで、そのときに皆さんも質問されていましたが、あ

のプレゼンを聞いたときには確かにBのほうが筋なのかなと思いましたが、だからといって、Aが駄目かというところまではいかないで、メニューが幾つかあっても別にいいのではないかと、あるいは、今、先ほど御意見もありましたように、初めからBだけでというのも若干無理なところもあるかも分からないので、最初の出発点としてAから考えてみるというのが現実的かなと思いますので、Aの不要性も無いのではないかと、私の意見はそれだけです。

伊藤座長 分かりました。どうもありがとうございます。

どうぞ、下條委員。

下條委員 1点、質問をさせていただきたいのですが、今、濱本さんからありましたように、国際的な観点の中に他国の状況というものもあると思うのです。それで、外国法事務弁護士のみに限る外国事務弁護士法人というのを考えているわけですが、そういうものが他国にあるのかどうか、その点について、法務省のほうで調査されているというふうに伺ったのですが、その調査の状況はどのような状況でしょうか。

伊藤座長 では、お願いします。

渡邊幹事 正直申し上げて、まだ詳しく申し上げられる状況ではなく、現在調査中でございます。

ただ、別に聞いているところでは、例えばアメリカの一部の州においては、そういったフォーリン・リーガル・コンサルタントによる法人設立が許容されているというようには聞いております。

伊藤座長 どうぞ、中西さん。

中西委員 関連になりますけれども、例えばアメリカのどこかでBを認めているというのもあり得るわけですね。その調査のときには狭い目でAだけ探していても仕方がないという可能性があるので、その辺は機能的に探されたほうがよろしいのではないかと思います。

渡邊幹事 まさに御指摘いただいたとおりでございます。そういった点も視野に入れて、なるべく幅広く調査をさせていただいております。

伊藤座長 どうぞ、柳幹事。

柳幹事 資料13について、先ほど渡邊さんから説明がありましたけれども、もう少し幹事として補足して説明しますと、このAの外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度、これがもともとこの研究会の出発点だったわけですが、途中のヒアリングによって、Bという法人制度についても問題点として出てきたということで、この議論の整理というのはこれまでの議論を踏まえて作ったものではないわけなのです。

したがって、先ほど高中委員からBについては新しい種類の法人を作るものではないかと、この研究会で議論することがふさわしいものであるのかどうかということについて御指摘をいただきましたが、まさにその点も極めて重要な論点であることは幹事としても重々承知しておりますので、最初はこのAのほうから議論をさせていただきまして、そして、仮にBを議論する場合については、高中委員の御指摘の部分から議論をさせていただければと思っております。

伊藤座長 どうもありがとうございます。

Bにつきましては、そもそもここで検討の対象にすべきかどうかという点についての御意

見があることも承知しておりますが、今日の段階では、Bについてはこれ以上は立ち入らないで、一応Aに関してはこれまでの皆様の御意見を伺っておりますと、強い必要性が現時点で存在するとまで言えるかどうかについては、そうも言い切れないでしょうけれども、しかし、多様な選択肢を利用者に提供するとか、あるいは現在、もちろん外国弁護士のそれぞれの立場での違いはあるにせよ、ある立場の方から見れば、相当の必要性があると考えられるという御意見もございましたので、そういう意味で、緩やかな意味ではありますが、必要性に関して、この場で共通の認識があるように私は承りましたが、それはそれでよろしゅうございますか。

そうしますと、このAについてどういう問題を検討しなければいけないのかということに関して、この別紙として付いております内容について、幹事から少し説明をして頂ければと思います。

渡邊幹事 前置きになりますが、この別紙の論点項目ですが、これは、各論についての議論が始まった際に、改めて項目ごとに詳細な資料を作成、配布いたしまして、その資料に基づいて御議論頂きたいと思っております。そういう意味では、この別紙は論点の頭出しのようなイメージで受けとっていただければと思っております。

それでは、別紙の概要を御説明したいと思っておりますが、これらの項目は、大体三つほどにグループ分けできようかと思っております。

まず、一つ目のグループは、Aの法人の社員である外国法事務弁護士の業務範囲と密接にかかわる論点です。具体的には、「法人の業務範囲の在り方」、「社員資格の在り方」、「法人の業務執行の在り方」、「社員の法人債権者に対する責任の在り方」、「従たる事務所に対する規制の在り方」、この5点ほどがこのグループに属する論点であると認識しております。その中でも、特に御議論頂きたいと考えているのは、法人の業務範囲の在り方と、その法人の業務執行の在り方でございます。

二つ目のグループは、弁護士との協働・提携という観点からの論点ですが、「弁護士等の雇用の在り方」と「外国法共同事業の在り方」でございます。

最後の三つ目のグループですが、「法人に対する監督の在り方」でございます。Aの法人制度を設けた場合に、その法人に対する監督の在り方をどうするのかという点が論点になるかと考えておまして、これは一つの独立したグループとして御検討頂く必要があろうかと思っております。

以上、御検討頂くポイントとしては大きく分けてこの3点、その中でも、幾つかここに提示させていただいたものについて特に御議論頂きたいと思っております。

では、一つ一つの論点の概要について御説明したいと思います。

まず、一つ目のグループのうちの「法人の業務範囲の在り方」ですが、このうち、「社員である外国法事務弁護士の業務範囲との関連性」につきましては、前提も含め、御説明に相当程度の時間を要するものと思われまので、時間に余裕があれば、配布資料の14を使いながら御説明したいと思います。

次に、「除外すべき業務の有無、弁護士等の関与を求めるべき業務の有無」ですが、この趣旨は、現行法上、自然人である外国法事務弁護士の業務範囲については、我が国の国益・公益上、取扱いを許容することが相当でない業務は、その業務範囲から除外され、また、業務の性質上、我が国の風俗慣習等に精通していることが求められる業務は、その取扱いを許

容しつつも弁護士の関与が求められております。そこで、外国法事務弁護士のみが社員となるAの法人についても、同様に、我が国の国益・公益上、取り扱わせることが相当でない業務が想定されるのであれば、法人の業務範囲から除外すべきでないかと考えられるが、どうか。また、同様に、業務の性質上、我が国の風俗慣習等に精通していることが求められる業務が想定されるのであれば、法人の業務範囲には含まれるけれども、弁護士の関与を求めるべきでないかと考えられるが、どうかということでございます。

次の「社員資格の在り方」ですが、「弁護士に対する社員資格の付与の可否、要否」とあるのは、先ほど高中委員に御説明したとおりでございまして、繰り返しになりますけれども、法人業務の適正な遂行を確保するという観点からしますと、その法人経営をされる社員というのは、理論的には外国法に関する法律事務を取扱うことのできる弁護士であってもよいのではないかと、すなわち、弁護士に対しても社員資格を付与することができるのではないかと。他方、外国法事務弁護士のみを社員とすることにより、何らかの弊害が想定されるのであれば、むしろ弁護士にも社員資格を付与しなければならないというような議論もあろうかと思いますが、それについてどう考えるかということでございます。

次の「法人の業務執行の在り方」ですが、これも、「法人の業務範囲の在り方」の「社員である外国法事務弁護士の業務範囲との関連性」と同様、資料の14に基づいて御説明したいと思えます。

次の「社員の法人債権者に対する責任の在り方」ですが、「特に、社員の業務執行権の所在との関係」と記載しております。この趣旨は、この論点は、法人の業務範囲、あるいは法人の業務執行と密接にかかわってくる問題と考えておりますので、これらの論点を御説明する際に併せて御説明したいと思えます。さわりだけ御説明しますと、例えば、受任案件の内容によって、ある社員には業務執行権限が付与されるが、ある社員には付与されないといったように、業務執行権限の所在が受任案件の内容ごとに確定されるような仕組み、こういったものを想定する場合には、権限がないのに法人債権者に対する直接無限連帯責任を負わせることは不合理ではないかといった問題意識や、あるいは権限外の業務に関する責任を負わされてしまうので、権限外の業務に事実上関与する要因を与えることになりはしないか、といった問題点・弊害が考えられる。こういった問題点・弊害が考えられるのであれば、その解消・防止のため、社員の業務執行権限と責任との関係について更に議論をする余地があるのではないかと、というのがここでの問題意識でございます。

次に、「従たる事務所に対する規制の在り方」ですが、大きく分けて二つの論点がございます。まず、1点目、「従たる事務所における適正な業務遂行を確保するための方策」とありますが、この趣旨は、複数の事務所の設置を許容する場合には、事務所において無資格者による業務遂行がされるおそれがあります。そこで、事務所における業務遂行の適正性を確保するために、弁護士法人の場合と同様、業務執行権を有する社員の常駐義務を課すべきというような議論が考えられるところですが、これについてどのように考えるかという問題です。また、外国法事務弁護士の業務範囲ともかかわってくる問題もございまして、詳細は、「法人の業務範囲の在り方」等の論点を御説明する際に併せて御説明したいと考えています。ごく簡単に御説明すると、事務所に社員の常駐を義務付けるとしても、常駐すべき社員である外国法事務弁護士の業務範囲いかんによっては、必ずしも社員の常駐を義務付けるだけではその事務所における適正な業務遂行を確保することができないのではないかと、そういった

問題意識がございまして、適正な業務遂行を確保するためにどのような手当て、措置を考えていくべきかというのがここでの問題意識です。

次に2点目は、「社員の常駐義務を設ける場合にあっては、例外の要否」とある部分ですが、これは、社員の常駐義務を課した場合に、その義務を解除すべき例外的場合が想定されるかという論点です。弁護士法人においては、事務所における社員の常駐義務が課されているのですが、従たる事務所においては、その常駐義務が例外的に解除される場合がございます。弁護士法人の従たる事務所においては、弁護士過疎地域における公益的活動の基盤となることが期待されており、社員の常駐しない事務所であってもこれを設ける必要性が認められたため、弁護士会の許可によって例外的に社員の常駐義務が免除される非常駐許可制度というものが導入されております。そこで、外国法事務弁護士のみが社員となり外国法に関する法律事務を取扱い業務とするAの法人についても、同様の立法事実が認められるのか、あるいは、外国法事務弁護士固有の立法事実が認められるのかどうか、そういった立法事実が仮に想定されるとして、いかなる手続によって常駐義務を免除することとするのが適当か、こういった点が検討の対象になってこようかと考えております。

次に、二つ目のグループですが、「弁護士等の雇用の在り方」と「外国法共同事業の在り方」というところがございます。これは、弁護士との協働・提携の推進の必要性と外国法事務弁護士による日本法の取扱い禁止との調整をどのように図るかという問題でございます。既に配布資料で御案内のとおり、個人である外国法事務弁護士については、弁護士の雇用や外国法共同事業は、平成15年の改正によって、全面的に自由化されて事後規制へと変わりました。この点を踏まえ、いた外国法事務弁護士のみが社員となるAの法人においても、同様に、弁護士の雇用、外国法共同事業を全面的に許容するのかどうか。仮に許容するという結論をとった場合であっても、雇用形態等を悪用して日本法を実質的に取り扱うおそれは否定できない、そうであれば、このような弊害を防止するために適当な行為規制を設ける必要があると考えられますが、どのように考えるか。これがここでの問題意識でございます。

最後に三つ目のグループとして、「法人に対する監督の在り方」ですが、弁護士法人に対する懲戒の在り方と外国法事務弁護士に対する懲戒の在り方というのは、その業務の性質に応じて制度が異なっております。そこで、外国法事務弁護士のみが社員となり外国法に関する法律事務を取扱い業務とするAの法人制度を考える場合には、その懲戒の在り方をどのように考えていくのか、というのがここでの問題意識です。

時間の関係もございますので、とりあえずは以上でございます。

伊藤座長 分かりました。

冒頭に渡邊幹事から話ございましたように、それぞれの問題についての具体的な検討は今後行っていくということでございまして、今回ここで十分議論を尽くして云々ということではございません。

したがって、一応幹事の段階で現在認識している問題について、それをお示しして、それに関して一応の御理解をいただくという程度のことでございまして、何か今の説明の内容等について、御質問などがございましたら、自由にお願ひできればと存じます。

どうぞ、出井幹事。

出井幹事 渡邊幹事から別紙に基づいて、どういうことを今後制度化に当たって個別の論点と

して議論していくかということの説明をいたしました。そのときに皆さんお気づきになっているかもしれませんが、現在弁護士法上の弁護士法人の制度というのがございます。それから、自然人たる外国法事務弁護士については、いわゆる外弁法上のいろいろな規制がございます。

それで、別紙に出てくる、全部で八つの丸がございますが、この中のかんりの部分は弁護士法人に準ずるとすれば、こうなる、あるいは、自然人たる外国法事務弁護士の規制に準ずるとすればこうなるという、ある程度一応の答えが出るものでございます。

資料13に戻っていただいて、Aの2.の(2)のところですけども、「次の点に留意しつつ、別紙記載の各項目については特に検討する必要があると考えるがどうか」ということで、検討に際しての大きな方針として、次の2点に留意するというところでどうかということ、大きなところをお示ししてあります。

一つは弁護士法人に準ずる専門職法人として設計すること。これは弁護士法人との同等性でございませう。

それからもう一つが、法人になるからといって、自然人たる外国法事務弁護士にできないことができるということにはならないし、逆に法人になることによって、それが狭まってしまうということもないというのが基本的な考え方ではないかと思ひますので、外国法事務弁護士に係る規制に準ずる規制に服する法人ということで制度設計することかどうかという、二つの大きな方針を掲げてございませう。

もちろんこれは、あらかじめそういうのを決めてやるということではなくて、鶏が先か卵が先かという問題もございませうので、一応そういうものを想定して、例えば2.の(1)の弊害・問題点等との関係で弁護士法人の制度とここは変えたほうがいいのではないか、あるいは自然人たる外国法事務弁護士の制度とはここは変えたほうがいいのではないかというものがあれば変えていく、そういう方向で御検討いただくのが適当ではないかということ、こういう整理をしております。次回に恐らくそのあたりは外弁法、それから弁護士法はこうなっているということをお示しした上で皆さんに御検討頂くということになろうかと思ひます。

伊藤座長 どうぞ、高中委員。

高中委員 外国法事務弁護士は、取り扱える法律が限定されており、あらゆる世界中の法律を使えるわけではなくて、原資格国法の法律に基本的には限定されています。そうすると、A国法、B国法、C国法、D国法を原資格国法とする外国法事務弁護士が一つの法人を作ったとして、A国法を原資格国法とする外国法事務弁護士がD国を扱うのは、国民にとってみれば、ユーザーにとってみれば迷惑な話です。知らない法律ができてしまいますから。

やはり原資格国法を原則とするべきだと思ひます。指定法もありますけれども、これは後で技術的な問題になるでしょう。原資格国法という限定を付して法人の設計をしていかなければいけないと思ひます。

そうなりますと、司法書士法人がそっくりなのです。司法書士法人は簡裁訴訟代理業務を扱える司法書士とその簡裁業務を扱えない司法書士とが一緒に社員になれることになっています。その簡裁法廷に出られる司法書士についての規制が司法書士法人ではきちんと書いてあるのです。「特定社員」という言葉を使っています。この司法書士法人の考え方を私は基本的に外国法事務弁護士法人についても使うべきだと思ひます。

つまり原資格国法以外の法律を外国法事務弁護士が扱うというスキームはおかしいと思います。

もう一つが、従たる事務所の例外の問題です。渡邊幹事からお話ございましたけれども、常駐義務については議論を皆さんでしていただければと思っているところです。外国法事務弁護士法人が支所を作る。それは多分ニーズもやがて出てくるだろう。問題は、非弁の跋扈の問題です。外国法事務弁護士法人の支所に必ず常駐していなければいけないとすると、支所を作るについて、やや障害にもなりかねない。

あるいは、雇用された弁護士が支所にいるというのでもいいのかなという考えもできない。支所の在り方について、常駐義務は絶対的に必要だと思うのです。前回申し上げたように、事件屋あるいは事務長がそこでよからぬことをやってはいけませんので、絶対に常駐義務は必要なだけでも、常駐するのはだれかということについての議論は少ししてもいいのかと思います。どういうニーズがあるのかも分からないのですが、外国法事務弁護士でなければ必ず支店の常駐義務は満たさないという制度設計にすべきなのかどうか事情が分からないので、分かっている方々に御議論を頂きたいと思います。

それから、常駐に関して、非常駐許可、すなわち弁護士がいなくてもいいということに関しては、渡邊幹事の趣旨説明がございましたとおり、外国法事務弁護士法人に関してはその必要性なしと考えます。あくまでも過疎地に弁護士が行くために弁護士が過疎地に支所を作って、現に、作っている法人を知っていますけれども、かなり過疎地へ行っています。その代わり常駐は必要とされないのです。非常駐許可の例は、確か30から40くらいあると思います。自家用車を2時間飛ばして支所へ行っていますが、毎日行く、常駐しろというのは無理ですから、それは機能していると思うのです。しかし、外国法事務弁護士法人に関しては必要性ないだろうと思いますが、これからこの辺も御議論を頂きたいなと思います。実際のことが分からないものですから、弁護士以外の委員の先生方からそういうニーズ論に関してのお話を聞いてみたいと思っています。

それから、雇用と共同事業に関して、不当関与のおそれの御指摘がございましたけれども、これはあくまでも日本法事務を扱うことについての不当関与の問題なのです。そうすると、Bの論点、Bを可としてしまうとこの問題はなくなってしまいます。Bの法人、日本法事務を扱える法人を作ってしまうと、これはなくなりませんか。

出井幹事 Bを認めるとしても、不当関与の規制等は恐らくあり得るのだと思います。

高中委員 でも、そのおそれは大分減るでしょう。日本法と両方扱えるわけです。現実的にあるのでしょうか。外国法事務弁護士が日本法を扱ってはいけないというのと、日本の弁護士と外国法事務弁護士が同じ社員になって、両方の法律をやる、そういうグローバルな法人について不当関与というのは技術的にはあり得るとは思うけれども、余り現実化しないのではないかなと思います。

出井幹事 現在の外国法共同事業でも同じく不当関与禁止の条文がありますので、一応考え方としてはあり得るのではないのでしょうか。

高中委員 分かりました。

長くて申しわけありませんが、懲戒に関しては弁護士法人の懲戒に準ずるというやり方でも一向に問題がないと考えております。最後に、実に細かな話なのですが、日本の弁護士法人が解散したら、その清算人は必ず弁護士がやるというわけですが、外国法事務弁護士

法人の場合に、外国法事務弁護士に清算義務を課すということは現実的なのでしょうか。失礼な表現だけでも、事務所を畳んで本国に帰ってしまっただけで、清算事務を外国法事務弁護士がやりなさいというのは非現実的かなと思っております。ここは少し工夫の余地はありはしないか、弊害のない範囲で何かないかなと思います。

何先生、解散したときに、清算事務は必ず外国法事務弁護士でなければいけないというふうにする必要はありましようか。

何氏 清算に関しては、外資の考え方であれば、中国は法制度で特別清算というものがあるのですけれども、特別清算というのが日本法上の特別清算とは全然違うので、自ら畳むことができない場合、清算できない場合には、行政官庁の監督のもとでやれということなので、むしろ弁護士会の出番になるのではないかというふうに思います。

いわゆる日本法に基づいて清算しないといけないので、本国法ではないことから、そこは少し難しくなってしまう。それは最初は私心配したのはもちろん弁護士法人であれば、法人自体で仕事を受けるのですけれども、その構成員は社員は外国法事務弁護士1名しかいない場合にはやはり逃げてしまうという可能性はあり得るということです。資格の部分ですね。社員の資格の部分をどういうふうに見るのかというふうな、そこを少し、どうなのかなと思っているところはあります。

高中委員 現実を申し上げますと、弁護士法人の解散ってあまりないだろうと思っていたら、「自由と正義」を見てお分かりのとおり、結構あるのです。これは現実的な問題としてちょっと考えなければいけないなということで、あえて御指摘させていただきました。

伊藤座長 その最後の点は中西さんの御専門ですけれども、結局清算の準拠法の話ではないですか。清算の準拠法がやはり日本法になれば、それに沿ってという動きではないかと思いますが、そこはかなり技術的な話ですが。

今日の段階でほかにも何かございますか。

どうぞ、下條委員。

下條委員 今、別紙のいろいろな論点の御紹介をいただきましたけれども、このような論点は私から見ると、非常に技術的な点でして、果たして全体の研究会でもって議論するのがふさわしいのかどうか。出井幹事も少しおっしゃったように、むしろAの2の(2)の大きな方針だけをこの全体の研究会で議論していただいて、細かい別紙に書かれているような点はむしろ、幹事の方で草案を作っていただくとか、そのような取扱いのほうがよいのではなからうかと思えます。

つまり別紙に書かれていることは結構細かいことですので、それを有識者委員の方の御意見をいちいち聞いて、ここで何時間も議論をするよりは、そちらのほうが生産的ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

伊藤座長 いかがでしょうか。いや、実は私自身も今の下條委員の御発言と同じような感じを持っておりまして、ただ、この資料13に書かれておりますような①、②という、言わば基本線が具体的な制度設計としてはどういう形になるのかということをお示ししないままですと、これはやはり少し問題があると思えますので、そこは幹事の方に工夫をしていただいて、基本的な考え方をここでは議論するのだけれども、しかし、それが具体的にどういう形になってあらわれるかということについての認識はある程度していただくような形での議論ができればと思っております。

出井幹事 まさに座長がおっしゃったようなことで、恐らくこれは法務省、あるいは弁護士の方々はこのAの2.の(2)のこういうプリンシプルを示されれば、大体条文としてはこういうことになるなというのは恐らくイメージがつかめると思うのですが、そのほかの方々はなかなか抽象論だけ示されても、具体的な制度論としてはイメージがつかめないかもしれないという懸念がございます。したがって、細かな条文までここで議論するというのではなくて、この別紙に書いてある幾つかのこと、これも全部やるかどうかは別として、一応幹事が考えている問題点というものをある程度具体的なレベルでお示しして、御意見をいただくというプロセスを経たいということでございます。

この研究会で細かな法制度まですべて議論するというのは、それは研究会の在り方としても無理だと思いますので、下条委員の御指摘は十分踏まえているつもりではございますが、そういう事情ですので、御理解いただければと思います。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

そのほか御質問、御意見などがございますか。

どうぞ、中川委員。

中川委員 この論点の扱いについてはもう出井幹事がおっしゃったとおりで、私も大きな方向性をお示し頂ければ、あとは制度化するときにある程度もう既にある制度を参照できますので、いいのですが、例えば先ほど高中委員から御指摘がありました常駐義務のところ、雇用された弁護士、日本の弁護士がいれば良いのではないかという御意見、今、私も初めて聞き、そういうつくりもあるのだなというのに気づきました。そうすると、今の弁護士法人とはまた少し違ったものになってくるかもしれませんので、制度のつくりとして、こういう制度のつくり方がありますというところを中心に御議論していただければ、今度法制度をつくる時には非常に助かるなと思いました。

その関連で、先ほど松木委員からも「弁護士が雇用されているって一体何をしているのだろう」というお話もあって、私も非常にどんなお仕事をされているのかなというのは少し興味があるところです。先ほどの高中委員の常駐義務のところとの関係もありますので、もしできましたら、今までヒアリングの中に余りその辺の事項が入ってきていないのですが、それをヒアリングする必要があるかどうかは別にしまして、若干調査をして、守秘義務の問題があつて難しいかもしれませんが、どんな雇用の在り方、仕事の中身なのかというのはもし調査できればして頂きたいなというふうに思っております。

伊藤座長 ヒアリングは時期的に難しいかもしれませんが、調査の結果を何らかの形で報告して、ここでの具体的な検討の材料にするというようなことは考えられますので、幹事の方々に御検討をいただければと思います。

というようなことで、今日の段階ではよろしいでしょうか。

どうぞ、越委員。

越委員 念のために発言したいというだけなのですけれども、法人を作るときに社員の方はどういう方でなければいけないかという選択肢は三つあるわけです。「弁護士だけ」、「外弁だけ」、それから三つ目は「その両方が混在している」。この三つ以上ではあり得ないし、三つ以下でもあり得ないのです。必ず三つなわけです。

それから、プラクティスしていい法律、取り扱うことのできる法律というのも三つの選択肢があつて、「日本法だけ」、「外国法だけ」、「両方」、これも三つ以上ではないし、三

つ以下でもない。必ず三つ、なわけです。

ですから、それを縦横のマトリックスの軸に据えれば、カラムは「3×3」ですから、九つあるにもう決まっているのです。9個以上でもなければ、9個以下でもない。必ず9個存在するわけなのです。もちろん、その9個のすべてをこの委員会で深く議論するのかどうかというのは、これは別の問題でありまして、今日の資料の13の一番最初のところに出ている言葉で言えば、関連する事項なんていう言い方がありますがけれども、関連する事項だから深くは議論をするということではないけれども、「そういう九つだよ」ということを確認するとか、「そのうちここでは六つだけ扱うのだから、残りの三つについては、残った部分については別の委員会できちんと国として議論しなければいけないのですよ」という意見の表明とか、「存在、必要性の確認」とかという程度のことまでは関連する事項として私は議事録などに残してもいいのではないかと思います。

以上です。

伊藤座長 どうぞ、出井幹事。

出井幹事 当研究会で検討していることの全体の鳥瞰図の中でどういう位置付けを有するかということ把握するためにも、今、越委員がおっしゃったようなことは少しやってみる必要はあるかと思います。

ただ、越委員のおっしゃった九つ、その中で、私ももう一回よく考えてみますが、社員資格は日本の弁護士だけ、これはもう既にあるわけですね、法人として。それで外弁だけの法人を作るとするのがAで、外弁と日本の弁護士が社員として入っているのがもし作るとしたらBのような形になる。そこはいいのですが、取扱える法律については三つおっしゃいましたが、正確には二つになるのではないかと思います。

というのは、日本法だけというのは恐らくなくて、日本の弁護士は日本法も扱えるし、あくまでも日本国内ですが、外国法の法律事務もできるという、制度上はそういうことになっていて、ただ、あとその専門性があるかということだけだと思いますので、そうすると、恐らく分け方としては、外国法だけをやるか、日本法も外国法も両方できるかと、その取扱い業務としては、マトリックスとしては二つになるのではないかと思います、少しそこも含めて検討してみたいと思います。

越委員 ありがとうございます。

伊藤座長 分かりました。

それでは、今日はまず第1段階での議論ということで、今後本日の資料13に則しまして、議論をお願いしたいと存じます。

それでは、本日はこれで閉会にさせていただきますが、次回について申しますと、11月7日金曜日午後3時から。場所が変わりまして、日弁連の会議室で開催いたします。

それでは、特に他に御発言がなければ、本日はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

—了—